

佐賀空港環境保全対策委託（大気質調査）特記仕様書

本特記仕様書は、令和８年度 環境保全対策委託（大気質調査）について必要な事項を定める。

また、本特記仕様書に明記無き一般事項は、設計・調査・測量業務共通仕様書による。

１．調査場所

佐賀市川副町犬井道（佐賀空港公園） 別紙１ 地点図

２．契約期間

契約の日から令和９年３月１５日まで

３．調査項目

二酸化硫黄、二酸化窒素、オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、風向、風速、天候

４．調査期間

契約の日から令和９年３月１５日までの間で１４日間を２回行うもの。

第１回目を令和８年９月～１０月、第２回目を令和９年２月～３月に行うものとする。

※調査日数は、１４日間の連続調査とし、１日の有効調査時間は２０時間以上とする。

※機器の故障、及び悪天候等により調査できない場合は、調査日の延長を行うものとする。

５．調査方法等

測定方法は下記の基準及び法令に基づき以下のとおりとする。

（１）環境大気常時監視マニュアル

（２）気象観測の手引き

（３）日本産業規格（ＪＩＳ）

（４）その他関係法令

専用の大気測定車を用いて測定を行うものとする。

調査を実施するのは計量証明事業登録事業者であり、濃度（大気中の物質の濃度に係る事業）の区分登録を行っている者であること。

調査にあたっては、事前に実施計画書を提出し作業着手前に承諾を受けなければな

らない。また、実施計画を変更するときも同様とする。

実施計画書には、調査に使用する測定器について適正な期間毎にメーカー等で校正を受けたことを示す書面の写しを添付すること。

6. 報告等

(1) 調査結果および環境基準適合状況をすべての調査終了後、速やかに報告するものとする。

(2) 調査結果について、二酸化硫黄、二酸化窒素、オキシダント、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は計量法で定める計量証明書を発行すること。

(3) 調査結果について、調査期間中の県内状況と比較した状況を経日変化として作成するものとする。

(4) 成果品の提出は以下のとおりとする。

- 報告書（A4版） 2部
- CD-R（データ） 1部

7. 業務に係る経費

受託者は、業務遂行のために必要な一切の経費を負担しなければならない。

8. 秘密の保持

受託者は、受託業務の実施上、知りえた事項を他に漏らしてはならない。

9. 関係法令及び規則、基準等の順守

本業務の実施にあたっては、関係する法律・条令等を順守するものとする。

10. その他

本仕様書に質疑が生じたときは、質疑書により協議を行うものとする。

本業務は、成績評定の対象外とする。